

石川県土木工事特記仕様書〔共通編〕

当該工事の対象は、○印の項目とする。

令和8年4月1日適用

対象

- 1 検査指定材料 (約款第13条第2項)
- 2 見本資料指定材料 (共通仕様書第2編第1章第2節第4項)
- 3 資料指定工種 ~~(共通仕様書3-1-1-3第2項)~~
- 4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)
- 5 立会い指定材料及び工種 ~~(約款第14条第1項及び2項)~~
- 6 中間検査 (共通仕様書1-1-1-24第8項)
- 7 安全管理
- 8 施工条件明示
- 9 再生資源(利用及び利用促進)計画書及び実績表 ~~(共通仕様書1-1-1-20)~~
- 10 使用機械
- 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表(マニフェスト)制度
(共通仕様書1-1-1-20第2項)
- 12 コンクリート構造物の品質確保
- 13 電子納品・情報共有システムの対象
- 14 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況
- 15 建設リサイクル法の対象
- 16 自主施工工事の対象
- 17 ~~ＩＣＴ施工工事の対象~~
- 18 いしかわ週休２日工事の対象 発注方式：【発注者指定型（現場閉所）】
- 19 余裕期間制度(フレックス方式)試行工事の対象
- 20 ウィークリースタンス等の推進
- 21 その他
- 22 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」および、
「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の対象工事
※運用基準は県のHP「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kiyun.html>」を参照
- 23 災害復旧工事における現場環境改善費及び快適トイレの対象
※運用基準は県のHP

・本工事は、本特記仕様書〔共通編〕および「石川県土木工事共通仕様書」により施工すること。
・作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1 検査指定材料 (約款第13条第2項)

区 分	印	材 料 検 査 の 対 象 と な る も の
1. 不可視部分の材料		(1) 基礎工 (木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭)
		(2) 矢板類 (木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板)
		(3) 胴木類 (胴木、鉄筋コンクリート胴木)
	○	(4) 管 類 (鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、 鋳鉄管、合成樹脂製管類、消雪パイプ)
		(5) 暗渠類 (プレキャストボックス)
		(6) 鉄筋類 (普通丸鋼、異形棒鋼)
		(7) 目地類 (止水板、目地板、タイバー、スリップバー、 チェアクロスバー)
		(8) 形鋼類 (トンネルの支保工材、基礎杭の補強材)
		(9) 網 類 (法面吹付等及び舗装用金網)
		(10) シート類 (河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙)
		(11) アンカー類 (アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、 アンカーケーブル、定着材料)
	○	(12) マンホール類 (人孔用斜壁及び直壁)
		(13) 土壌改良材 (タンカル等の他肥料を含む)
		(14) 地盤改良材 (セメント系等)
		(15) 基盤材・種子類 (法面緑化)
2. 重要構造物の材料		(1) 橋梁類 (鋼橋及びPC橋の材料)
		(2) 落石及び防雪柵類 (落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、 スノーシェルター)
		(3) 水門類 (ゲートの材料)
		(4) ポンプ及び原動機類
3. その他の材料		特に監督員が必要と認めるもの。

(注) 指定材料は、○印とする。

2 見 本 資 料 指 定 材 料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

JISマーク表示品については、製品にJISマークが表示されていることが分かる写真等を監督員に提示することで、見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。

区 分	印	見 本 又 は 資 料 提 出 の 対 象 と な る 材 料
1. 見 本		(1) 塗 料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装)
		(2) 捨 石 (港湾、海岸及び河川)
		(3) そ の 他 ()
2. 資 料 (検査指定材料以外のもの)		(1) コンクリート二次製品 ()
		(2) 形 鋼 類 ()
		(3) リサイクル製品 ()
		(4) リサイクル認定製品 ()
	○	(5) そ の 他 (砂・碎石類)
3. その他の材料		(1) レディーミクストコンクリート (共通仕様書1-3-3-2) JISマーク表示認証製品を製造していない工場で製造する場合は、 配合計画書及び基礎資料を提出 ※上記以外は、省略可
	○	(2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること) ・アスファルト混合物事前審査認定書 (写) ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事：500t未満あるいは2,000m ² 未満)

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資 料 指 定 工 種（共通仕様書3-1-1-3第2項）

区 分	印	資 料 事 前 提 出 の 対 象 と な る 工 種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果)
		(2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(3) 鋼 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(4) 道路維持 (路面切削計画図)
		(5) 薬液注入 (事前調査)
2. そ の 他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種（共通仕様書3-1-1-3第6項）

水道・下水道・その他編

印	工 種・個 所	項 目	確 認 時 期	摘 要
○	工事測量	位 置	設 定 時	仮 B・M、中心線等、入孔芯等
	支障物件移設	〃	着手前、埋戻前	地下埋設物等
	ウエルポイント工	〃	設 置 前	布設位置、排水設備、観測井
	基礎杭、鋼矢板、土留	出 来 形	打止め完了時	
○	床 掘	〃	完 了 時	床掘底面高
○	基 礎 工	〃	〃	基準高
○	管渠築造工	〃	埋 戻 前	基準高、接合
	鉄 筋	〃	組立て完了時	
	入孔築造工	〃	埋 戻 前	
	薬液注土工	止水状況	完 了 時	止水効果
	推進掘進工	位 置	掘 進 前	方向、中心線、勾配等
	滑材裏込注土工	注 入 量	完 了 時	空袋検査
	シールド掘進工	位 置	掘 進 前	方向、中心線、勾配等
	シールド一時覆工	出 来 形	完 了 時	基準高、蛇行
	シールド二時覆工	〃	〃	基準高、覆工厚

（注）確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

6 中間検査（共通仕様書1-1-1-24第8項）

印	中間検査対象工種	検査時期	摘 要
	橋梁下部工	埋 戻 前	
	水門下部工	埋 戻 前	
	河川横断工	埋 戻 前	
	基礎杭	打込み後	
	ダム・ため池 (砂防ダム含む)	埋 戻 前	指示する箇所（ ）
	ケーソン工	型枠取外し後	
○	路 盤 工	完 了 後	上層路盤施工後に表層工を同一工事で施工する場合 (ただし、急速施工をする場合は除く)
	P C 橋桁	架 設 前	
	鋼 橋	仮組立又は現場搬入時	
	鋼 橋 桁	ボルト本締め完了後	
	道路横断工	埋 戻 前	A=1.0㎡以上(他所管協議による占用構造物)、A =2.0㎡以上(その他)
	擁 壁 工	埋 戻 前	H=3.5m以上。ブロック積は除く。
	トンネル覆工	完 了 後	(鉄筋及び埋込まれる支保材料の組立完了後)
	トンネル鋼製支保工	コンクリート打設前	
	トンネルインバート工	コンクリート打設前	
	塗 装 工	中塗完了後	
	海岸護岸工	埋 戻 前	
	ポンプ及び原動機類	工場製作完了時	ポンプの場合 φ 400mm以上
	配電盤類	工場製作完了時	上記の設備に使用するもの
	水 門 類	工場製作完了時	1 門10㎡以上
	暗渠排水工	埋 戻 前	被覆材（モミガラ等）施工の完了時
	管渠築造工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合：検査箇所100m毎）
	管渠推進工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合）
	スラストコンクリート等	埋 戻 前	
	その他必要と認めるもの		

(注) 1. 対象工種は、○印とする。

2. 受注者は中間検査対象工種が完了した時又は完了予定日の前に、中間検査願を監督員に提出
しなければならない。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員 1 名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく 1 回、及びその後 6 ケ月に 1 回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7 安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施 工 条 件 明 示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けること
ので留意すること。

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
I 工 程	1 関連する別途発注工事あり ア 工 事 名 : () イ 入 札 予 定 : () ウ 制 約 工 種 : () エ 施 工 可 能 工 種 : () オ そ の 他 : ()	
該 当	2 他機関協議による工程条件あり ア 工 種 : () イ 期 間 : () 年 () 月 ~ () 年 () 月 ウ 協 議 機 関 名 : () エ 協 議 内 容 : ()	
	3 その他条件 ()	
II 用 地	1 補償物件撤去まで着工制限あり	ア 着工予定 () 年 () 月 イ 区 間 (No. () ~ No. ())
該 当	対象物件 : 建 物 () 撤去予定 () 年 () 月 : 工 作 物 () 撤去予定 () 年 () 月 : 立 木 () 伐採予定 () 年 () 月 : そ の 他 () 撤去予定 () 年 () 月	
	2 その他条件 ()	
III 公害対策	1 施工法の制限あり (条件及び位置については別紙及び位置図参照) ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ 大気 オ その他 ()	
該 当	必要対策 : 工 場 () 井戸等 () : 学 校 () その他 () : 病 院 ()	
	2 その他条件 ()	
IV 安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり	ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員 (配置人員: 1 日 () 名、延べ () 名)
該 当	2 発破作業制限あり	ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり
○	対策対象物 ()	
	3 交通誘導員 配置人員	交通誘導警備員 A : 1 日 () 名、延べ () 名 交通誘導警備員 B : 1 日 () 名、延べ () 名
	※上記交通誘導警備員 A については、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため 交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合 の交通誘導検定警備員である。	
	4 土石流発生のおそれがある 渓流あり	ア 監視体制の強化が必要 イ その他 ()
	5 夜間作業あり ()	
	6 その他条件 ()	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
V 工事用道路 該 当	1 一般道路（搬入路）の使用制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-34による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)
	4 その他条件 ()	
VI 仮 設 備 該 当	1 仮設構造物の転用 ()	
	2 仮設構造物の兼用 ()	
	3 その他条件 ()	
VII 建設発生土、 補足土、 産業廃棄物 等 該 当 ○	受注者は、下記によらず施工する場合は、監督員と協議すること。	
	1 建設発生土	ア 名 称 () イ 所在地 () ウ 引渡し条件 ()
	2 補足土	ア 名 称 () イ 所在地 () ウ 引渡し条件 ()
	3 産業廃棄物	ア コンクリート塊 (処分施設：)
		イ アスファルト塊 (処分施設： 大同開発㈱)
		ウ 木くず (処分施設：)
		エ その他 (処分施設：)
	4 その他条件 ()	
VIII 工事支障物件 該 当	受注者は、共通仕様書1-1-1-28に基づき、現場着手時に地下埋設物等の事前調査を行うこと	
	1 占用支障物件 ア 電気（電柱、支線、架空線） イ 電話（地下、電柱、架空線） ウ 水道（本管、給水管） エ ガス（本管、引込管） オ その他 ()	移転日 (月 日)
		移転日 (月 日)
		移転日 (月 日)
		移転日 (月 日)
		移転日 (月 日)
		移転日 (月 日)
	2 その他条件 ()	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
IX 現場環境改善 (4内容) ・率計上分 該 当 ・積上分	1 仮設備関係 2 安全関係 3 営繕関係 4 地域とのコミュニケーション ①個別積上 内容： ②避暑・避寒対策費（精算時の設計変更対象で積上） 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費 用（エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、送風機、日よけテントなど）については、対策の妥当性を 確認の上、設計変更となる。 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改 善費の100%を上限とする。	ア 昇降設備の充実 イ 環境対策の充実 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減 ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策（警報機等） ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策 ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室） エ 衛生設備・厚生施設の充実 ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板 等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営費 含む） ウ 社会貢献、地域貢献費等（地域行事等への参加費など） 費用：
X 快適トイレ 該 当 	「快適トイレ実施要領」に基づき実施すること。 実施内容および実施した場合の変更については、上記要領を参照すること。 1 快適トイレを原則設置すること 2 契約後、監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。	
X I 熱中症補正 該 当 	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領」に基づき、熱中症対策に係る現場管理費の補正※を希 望する場合は、監督員と協議すること。 ※主に作業員個人に対する熱中症対策 (塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)	
X II 遠隔臨場 該 当 	「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔臨場を希望する場合は、監督員と協 議すること。	
明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
X III その他 該 当 ○	1 現場発生材あり 2 支給材あり ③ 工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。 ④ 工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。 県外産を使用する場合は「様式25-2 県内産品の不採用調書」を提出すること。 5 施工地域・工事場所区分 6 設計図書の照査 7 品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-5） 8 労務補正（補正内容： 補正工種： ） 9 契約後VE適用 VE提案を行う場合、以下を参照のうえ、発注者と協議すること https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/vekouji_toriatukaiyouryou.html 10 その他条件（	品名・納入場所（ ） 品名・納入場所（ ） ア 市街地（DID補正） イ 一般交通影響有（2車線以上かつ交通重3000台/日以上） ウ 一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む） エ 山間僻地及び離島 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、 照査項目チェックリストを提出すること。 (土木一式3千万円以上、舗装・造園工事1千万円以上、その他工事1.5千万円以上)

10 使用機械

1. 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書1-1-1-34第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）	
機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

2. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等
 - 1) 施工計画書への記載
 施工計画書の指定機械項目に
 - ①機械名、
 - ②メーカー名、
 - ③形式名、
 - ④台数等を明記すること。

11 廃掃法による管理票（マニフェスト）制度

（共通仕様書1-1-1-20第2項）

●電子マニフェストを使用する場合（石川県では、電子マニフェストの導入を推進）

電子マニフェストにより報告した内容を確認出来る書類（受渡確認表など）を提示するものとする。

●紙マニフェストを使用する場合

建設副産物の適正処理を確認するため、紙マニフェストの処分終了票（E票）を完成検査時に提示するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は紙マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。

また、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

1 対象となる廃棄物

- (1) 燃え殻
- (2) 汚泥 ※
- (3) 廃油
- (4) 廃酸
- (5) 廃アルカリ
- (6) 廃プラスチック類
- (7) 紙くず
- (8) 木くず
- (9) 繊維くず
- (10) 動植物性残渣
- (11) ゴムくず
- (12) 金属くず
- (13) ガラス及び陶磁器くず
- (14) 鉱さい
- (15) がれき類
- (16) 動物のふん尿
- (17) 動物の死体
- (18) ばいじん
- (19) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(18)に該当しないもの

※ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。なお、排水処理費及び運搬費については契約変更の対象とする。

16 自主施工工事の対象

本工事は、自主施工対象工事であり、自主施工実施要領（試行案）の適用する受注者において自主施工工事を希望する場合は下記の様式により申請を行うこと。

※「自主施工工事実施要領（試行案）」

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/index.html>

参考「自主施工工事実施要領（試行案）」より抜粋

適用範囲

特記仕様書に自主施工工事の対象であることが明記された工事で、以下の要件を全て満足し、かつ受注者が希望する工事とする。

（１）提出資料

- ① 申請書[自主施工工事様式－2]
- ② ISO9001の認証取得を示す登録証の写し
- ③ ISO9001の審査に係る次の書類
 - イ. 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ロ. イの審査に係る合格判定結果の写し
- ④ 申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類
- ⑤ ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類。ただし、②でその内容が確認できる場合は④、⑤は提出しなくてよい。
- ⑥ 内部監査※1チームリーダーが、(財)日本適合性認証協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成研修又はそれと同等の研修を修了していることを示す修了証の写し
- ⑦ 内部監査チームリーダーが、以下の要件をすべて満足することを証明する経歴証明書の写し[自主施工工事様式－4]
 - イ. 10年以上の現場経験を有する。
 - ロ. 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。
 - (イ) 技術士
 - (ロ) 1級土木施工管理技士
 - (ハ) 1級造園施工管理技士
 - ハ. 内部監査員としての経験を有すること。
- ⑧ 当該工事における監視・測定（検査）の結果を確認して承認する承認者（検査 承認者）が、以下の資格を有していることを証する写し
 - ・技術士 ・2級又は1級土木施工管理技士 ・2級又は1級造園施工管理技士

（２）請負者が県の請負業者有資格者名簿に登載されたもの（以下、「有資格者」という。）のうち指名基準表の等級A及びBに格付けされた有資格者である工事。

（３）自主施工工事の試行対象工事は、土木部出先機関等で発注する単年度工事の中から道路建設、道路整備、河川、砂防、港湾、都市計画、公園緑地、漁港、水道、下水道等の工事とする。ただし、新工法を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査制度対象工事等は、工事の適切・確実な履行を確保する観点から自主施工工事の試行対象とはしない。（石川県土木工事監督要綱の監督技術基準の取扱いについて参照）

18 いしかわ週休2日工事

・週休2日工事(現場閉所)の対象

本工事は、建設現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」の対象工事である。

週休2日工事(現場閉所)は、原則、工事着手日から工事完了日において、**週単位**の週休2日の現場閉所を確保することとする。**なお、港湾工事においては、月単位の週休2日の現場閉所(4週8休相当)を確保することとする。**

実施にあたっては、いしかわ週休2日工事实施要領及び細則の規定に基づき実施すること。

■週休2日工事(現場閉所)

- (1) 当初設計において**週単位**の週休2日に係る補正係数を乗じている。
港湾工事では、月単位の週休2日(4週8休相当)に係る補正係数を乗じている。
- (2) 災害復旧工事(港湾・営繕・機械設備工事を除く)の受注者は、週休2日工事(交替制)への変更を希望する場合は、現場着手前に、週休2日工事(交替制)変更協議書(様式2)にて監督員と協議すること。
なお、週休2日工事(交替制)の費用計上にあたっては、達成状況を確認の上、達成状況に応じた補正係数に変更するものとする。
- (3) 受注者は、現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板(参考図参照)を設置すること。
- (4) 受注者は、現場着手前に対応する週休2日の休日取得[計画]表を作成し、監督員に提出・共有すること。
- (5) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、対応する休日取得[計画]表を修正し、監督員に提出・共有すること。
- (6) 受注者は、工期最終日までに、対応する休日取得[実績]表を記入し、監督員に提出のうえ確認を受けること。
監督員が休日取得[実績]表により現場閉所の達成状況を確認し、**週単位の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日(4週8休相当)の補正に減額するものとし、月単位の週休2日(4週8休相当)に満たない場合は、補正分を減額変更する。**

■工事看板参考図

(イ) ご協力をお願いします	
○ ○ ○ ○ ○ ○ を なおしています	
令和 ○年 ○月 ○日まで 時間帯 0:00 ~ 0:00	
(ニ) ○ ○ ○ ○ ○ 工事	
発注者	石川県○○○事務所 電話番号 000-000-000
施工者	○○○建設株式会社 電話番号 000-000-000
この工事は、週休2日工事です	
	ようこそ石川県へ! Welcome to Ishikawa! 歡迎光臨石川縣!
	

20 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、工事着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

＜発注者の取組＞

- 受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- 「月曜日の朝一番」及び「各建設会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- 「金曜日の作業依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の作業依頼や打合せ」は控えること。

＜受注者の取組＞

- 工事着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や工事の進捗状況等を常に把握すること。
- 工事実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督職員と書面で協議すること。

21 その他

1 イメージアップ看板

イメージアップ看板とは建設業の担い手となる就業者を確保するため、建設業の持つ魅力を発信していくことを目的として設置するものである。

対象工事は、当初設計額1,500万円以上とし、現場環境改善費にて対応する。

なお、当初設計額1,500万円未満の工事については、任意とし、現場環境改善費による設置を妨げない。

【イメージアップ看板参考図】

野立型(大)

H1400×W1100



野立型(小)

H1400×W550



壁掛型

H750×W900



労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借り上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式1により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準」に記載のとおりとする。

第3条 受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式3）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書をいう。）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第4条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第5条 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第6条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第7条 受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に係る特記仕様書

下記の建設資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

○購入費の対象となる建設資材は、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート２次製品とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

〔協議〕

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、様式１に次の事項を添付し、発注者と協議すること。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

（平常時の輸送元に、建設資材がないことを証明する資料※など）

※平常時において出荷可能な３社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場を選定した理由

④建設資材の見積書

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

〔設計変更の協議〕

受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）、使用証明資料（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議すること。